

7月下旬に、後期高齢者医療制度に加入の人には「資格確認書」を、国民健康保険加入の人にはマイナ保険証の有無によって異なるものを郵送します。医療機関等を受診する時に窓口で提示するものについては、下記をよくご確認ください。

※「マイナ保険証」とは、健康保険証利用登録をしているマイナンバーカードです。

後期高齢者医療

- ◆被保険者全員に、8月1日以降に使用できる「資格確認書(うすむらさき色)」を送付します
 - ・「資格確認書」は「マイナ保険証」の有無にかかわらず送付します。有効期限は「令和8年7月31日」です。
- ◆医療機関等で診療を受ける時は
 - ・「**マイナ保険証**」または、お届けした「資格確認書(うすむらさき色)」のどちらでも利用できます。
- ◆限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の新規交付は終了しました
 - ・現在、有効な証をお持ちの人→申請なしで「資格確認書」に限度区分が記載されます。
 - ・有効な証をお持ちではなく、「資格確認書」へ新たに限度区分の記載を希望する人→窓口で申請してください。

国民健康保険

マイナ保険証を持っている人へ

- ◆「資格情報のお知らせ」を送付します
 - ・「資格情報のお知らせ」には原則有効期限がありません。今回お送りしたものは大切に保管してください。
 - ・内容に変更があった場合は、新しいものを交付します。
- ただし、次の人は有効期限がありますので、送付時期になったら、申請不要で新しいものを交付します。

令和7年8月から 令和8年7月までに	新しいものの 送付時期	送付されるもの
70歳になる人	70歳になった月	「資格情報のお知らせ」 ◆70歳になった月の翌月1日から使用できます。 ◆負担割合が記載されています。
70歳から74歳になる人	毎年7月下旬	「資格情報のお知らせ」 ◆負担割合は毎年算定するので毎年送付します。 ◆8月からの新しい負担割合が記載されています。
75歳になる人 (後期高齢者医療へ加入)	75歳になる前の月	「資格確認書」 75歳の誕生日から使える後期高齢者医療のもの

- ◆医療機関等で診療を受けるときは
 - ・受診の際は、「**マイナ保険証**」を利用してください。
 - ・医療機関等の窓口で、マイナ保険証による資格確認ができないときは、**「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」の両方**を医療機関に提示してください。
- ⚠️ 今回お届けする「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等で診療を受けることはできません。



マイナ保険証を持っていない人へ

- ◆8月1日以降に使用できる「資格確認書(うすみどり色)」を送付します
 - ・「資格確認書」の有効期限は「令和8年7月31日」です。
 - 令和8年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日の前日が有効期限です。
- ◆医療機関等で診療を受けるときは
 - ・お届けした「資格確認書(うすみどり色)」を利用してください。

他の健康保険に加入したら必ず届出を!

マイナ保険証があっても自動的に処理されません。詳しくは、市役所保険年金課まで。

市ホームページ
国保をやめるとき ▶



有効期限の切れた資格確認書・保険証(うすむらさき色)は、8月1日以降、各自で処分してください。